



発行 東京都

目次

規則

○東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則……(生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課)……一

告示

○知事指定薬物の指定……(保健医療局健康安全部業務課)……一
○保安林の指定……(産業労働局農林水産部森林課)……二
○東京海区における釣漁法の制限……二
○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……三

公告

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……四
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四

規則

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十四号

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

東京都消費生活条例施行規則(平成六年東京都規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第三号中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千二百二十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和五年十月二十七日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	3-MMA、 3-Methylmethamphetamine
(2)	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	N-Cyclohexylbutylone、 Cybutylone
(3)	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-4en-PINACA

●東京都告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村阿古三三九二番・三四〇四番・三四二五番・三四二六番・三四三二番・三四三三番（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

三〇〇七番二、三〇〇八番二、三三三三番、三三九三番、三三九四番、三三九八番、三三九九番、三四〇三番、三四〇八番から三四一三番まで、三四一九番から三四二四番まで、三五八六番、三五八七番、同番二、三五八八番、三五八九番

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

令和五年十月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和五年十二月七日から令和六年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。

令和五年十月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
(一) 令和六年一月一日から同年五月三十一日までの間の
大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業

(承認操業)

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認（一月一日から五月三十一日までの期間）を受け水揚げした実績を有する者

イ 前年度に承認を受け操業したもの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見書

を提出し、委員会が特に認めたる者

ウ 委員会が特に認めたる者

エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は百二十隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十一隻

神奈川県 六隻

千葉県 五十七隻

宮城県 一隻

和歌山県 四隻

高知県 三隻

イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は三隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

神奈川県 一隻

千葉県 二隻

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合

エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

オ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

(操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げはならない。

(三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(操業協定等)

四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、

当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。

(一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合に、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸ぐるまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき。
(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和六年六月二十八日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

十 この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市栄町二丁目二十四番三
十六及び同番三十八
千葉県松戸市松飛台六十九
番地の一
株式会社東栄ランド
代表取締役 黒澤 虎重

立川市砂川町五丁目四十六番
五
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

羽村市羽中二丁目二千七百八
十六番一
福生市加美平二丁目十四番
一号
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

国分寺市並木町一丁目二十五
番二十四及び同番二十五
野中 新一
国分寺市並木町一丁目二十
四番地十九

武蔵村山市伊奈平六丁目三十
五番一の一部(第一工区)
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

西東京市下保谷五丁目七百六
十四番一、同番六十八から同
番七十まで及び同番七十二の
各一部
西東京市下保谷五丁目十番
七号
加藤 宣夫

調布市入間町一丁目三十三番
一及び同番七
小平市鈴木町一丁目四百七
十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

清瀬市野塩三丁目三十一番二
及び同番十三から同番二十一
号
国分寺市泉町三丁目六番四
号
株式会社富晴
代表取締役 富田 譲治

埼玉県日高市大字上鹿山百
六十三番地五
株式会社アイムホーム
代表取締役 塚田 吉郎

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 銀座並木通りビル
- 二 店舗所在地 中央区銀座二丁目三番六号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更前の小売業者 株式会社サザビー
- 六 変更後の小売業者 H&M Hennes&Mauritz Japan KK エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社
- 七 変更日 令和五年四月一日ほか
- 八 届出日 令和五年九月二十九日

九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十 縦覧期間	令和五年十月二十六日から令和六年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	交詢ビルディング
二 店舗所在地	中央区銀座六丁目八番七号
三 設置者名	一般財団法人交詢社
四 設置者住所	中央区銀座六丁目八番七号
五 変更前の設置者名	財団法人交詢社
六 変更後の設置者名	一般財団法人交詢社
七 変更前の設置者の代表者名	石川 忠雄
八 変更後の設置者の代表者名	安西 祐一郎
九 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社バーニーズジャパンほか三名
十 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社バーニーズジャパンほか一名
十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社バーニーズジャパン
十二 変更前の小売業者の代表者名	中村 直樹
十三 変更後の小売業者の代表者名	関口 正美
十四 変更日	令和五年四月一日ほか
十五 届出日	令和五年九月二十九日
十六 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七 縦覧期間	令和五年十月二十六日から令和六年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	ギンザコマツ
二 店舗所在地	中央区銀座六丁目九番五号ほか
三 設置者名	株式会社小松ストアほか一名
四 設置者住所	中央区銀座六丁目九番五号ほか
五 変更を行った設置者名	三井不動産株式会社
六 変更前の設置者の代表者名	菰田 正信
七 変更後の設置者の代表者名	植田 俊
八 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ユニクロほか一名
九 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ユニクロほか一名
十 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ユニクロ
十一 変更前の小売業者の住所	山口県山口市佐山七百十七番地一
十二 変更後の小売業者の住所	山口県山口市佐山一万七百十七番地一
十三 変更前の小売業者の代表者名	柳井 正
十四 変更後の小売業者の代表者名	塚越 大介
十五 変更日	令和五年九月一日ほか
十六 届出日	令和五年九月二十九日
十七 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八 縦覧期間	令和五年十月二十六日から令和六年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十九 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	阿佐谷西1号館
二 店舗所在地	杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一号
三 設置者名	株式会社ジェイアール東日本都市開発
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか十名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか十名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか二名

八	変更前の小売業者の代表者名	池野 賢司(株式会社ニュー・クイック)ほか
九	変更後の小売業者の代表者名	林 浩二(株式会社ニュー・クイック)ほか
十	変更日	令和五年四月一日ほか
十一	届出日	令和五年十月十日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和五年十月二十六日から令和六年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

